

新型コロナウイルスにかかる生活福祉資金（特例貸付）の対応について

【特例貸付の概要等】

特例貸付についての概要等につきましては、**岐阜県社会福祉協議会のホームページ**をご参照ください。

【その他】

ご自身が感染されている方、自宅待機中の方及び濃厚接触者に該当する方、またその疑いのあると思われる方は、あらかじめお電話にてご相談ください。

※岐阜市社会福祉協議会での申請受付は、岐阜市に住民票があり、岐阜市で生活されておられる方になります（住民票を異動してない方は、事前に手続きを行ってください）。

●来所にあたっての注意事項

- ・窓口の混雑状況によって、お待ちいただく場合もございます。
- ・感染拡大防止のため、申請者1名での来所にご協力ください。なお、付添者が必要な場合は、原則1名まででお願いします。
- ・マスクの着用、手指の消毒、窓口での検温にご協力ください。
- ・発熱（37.5度以上）や咳などの症状がある場合は、感染拡大防止の観点から、来所はご遠慮いただき、下記連絡先までお問い合わせください。

●申し込みに必要な書類等

① 本人確認ができるもの

例 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード（外国籍の方）等

② 住民票（世帯全員分、本籍地の記載があるもの）

③ 収入を確認できる書類（減収や失業を確認できる書類）

例 給与明細書（直近3か月）、預金通帳、確定申告書、勤務シフト表、離職票等

④ 預金通帳と銀行届出印

⑤ その他 岐阜市社会福祉協議会が必要と認める書類等

<問い合わせ及び窓口対応時間>（土日、祝日を除く平日）

問い合わせ先 岐阜市社会福祉協議会 岐阜市都通2丁目2番地

電話（058）255-5511

8：45～17：30

窓口対応時間 申請手続きをされる方は、なるべく下記の時間帯にお越しください。

9：00～16：30